

横浜市行政不服審査会運営要領

制定 平成 28 年 6 月 15 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、横浜市行政不服審査条例（平成 27 年横浜市条例第 71 号）第 16 条の規定に基づき、横浜市行政不服審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査審議の手續の併合又は分離)

第 2 条 審査会は、必要があると認める場合には、数個の事件に係る調査審議の手續を併合し、又は併合された数個の事件に係る調査審議の手續を分離することができる。

2 審査会は、前項の規定により、事件に係る調査審議の手續を併合し、又は分離したときは、審査関係人（行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「法」という。）第 74 条に規定する審査関係人をいう。次条第 2 項及び第 4 条において同じ。）にその旨を通知しなければならない。

(意見陳述の申立て等)

第 3 条 法第 81 条第 3 項の規定により準用する法第 75 条第 1 項本文の意見陳述の申立ては、意見陳述申立書（第 1 号様式）により行うものとする。

2 審査会は、前項の申立てがあったときは、その実施の要否を決定し、実施する場合は意見陳述実施通知書（第 2 号様式）により、実施しない場合は意見陳述不実施通知書（第 3 号様式）により審査関係人（当該意見陳述実施通知書又は当該意見陳述不実施通知書に係る前項の意見陳述申立書を提出したものに限り。）に対し通知するものとする。

3 第 1 項の場合において、法第 81 条第 3 項の規定により準用する法第 75 条第 2 項の規定による補佐人とともに出頭することを希望する場合は、補佐人帯同許可申請書（第 4 号様式）を提出しなければならない。

4 審査会は、前項の許可申請があったときは、その許可の要否を決定し、許可する場合は補佐人帯同許可通知書（第 5 号様式）により、許可しない場合は補佐人帯同不許可通知書（第 6 号様式）により審査請求人又は参加人に通知するものとする。

5 会長は、意見陳述が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

(主張書面等の提出通知)

第4条 審査会は、法第81条第3項の規定により準用する法第76条の規定により審査関係人から主張書面等（法第76条に規定する主張書面等をいう。次条において同じ。）が提出された場合には、審査関係人（当該主張書面等を提出したものを除く。）にその旨を通知するよう努めるものとする。

（主張書面等の閲覧等）

第5条 法第81条第3項の規定により準用する法第78条第1項の規定に基づく提出された主張書面等の閲覧若しくは写しの交付又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付（以下「主張書面等の閲覧等」という。）を求めようとするもの又は法第81条第3項の規定により準用する法第78条第5項の規定に基づく手数料の減額若しくは免除を受けようとするものは、主張書面等閲覧・交付請求書（第7号様式）を提出しなければならない。

2 審査会は、前項の請求書が提出されたときは、その実施の要否を決定し、実施する場合は主張書面等の閲覧等決定通知書（第8号様式）により、実施しない場合は主張書面等の閲覧等不決定通知書（第9号様式）により当該請求書を提出したものに対し通知するものとする。

3 法第81条第3項の規定により準用する法第78条第1項に規定する審査会が定める電磁的記録に記録された事項を表示する方法は、当該電磁的記録に記録された事項の用紙又はディスプレイ（総務局が現に使用している専用機器に限る。）への出力とする。ただし、総務局が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）により行うことができるものに限る。

4 主張書面等に不開示情報（個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第78条に規定する不開示情報をいう。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該不開示情報を除き、主張書面等の閲覧等を実施することができる。

5 会長又は事務局の職員は、主張書面等の閲覧をする者が当該閲覧に係る主張書面等を汚損し、若しくは破損し、又はその内容を損傷するおそれがあると認めるときは、当該主張書面等の閲覧を中止させることができる。

（専決事項）

第6条 第4条の通知及び前条第2項の決定に関することは、会長の専決事項とする。

（会議録）

第7条 審査会の会議の会議録は、開催日時、会議に付した事案の件名、議事の概要等を記載するものとする。

2 前項の会議録は、会議に出席した委員の承認を得て確定する。

(答申内容の公表)

第8条 法第81条第3項の規定により準用する法第79条の規定による答申の内容の公表は、審査会の事務局が運用するウェブサイトに掲載する等の方法によって行う。

(会長印及び職務代理者印)

第9条 横浜市行政不服審査会会長印及び横浜市行政不服審査会職務代理者印（以下「会長印等」という。）の寸法は方27mmとし、書体はれい書とする。

(会長印等の管理者)

第10条 会長印等は、慎重に取り扱い、盗難、不正使用等のないよう管理を厳重にするとともに、常に鮮明に押印できるようにしておかなければならない。
2 会長印等の取扱い、保管その他会長印等に関する事務の責任者は、総務局総務部法制課担当課長とする。

(審査会の文書)

第11条 審査会の文書の作成、取得、分類、記録、整理、保存及び廃棄並びに管理組織に関する基本的事項は、横浜市行政文書管理規則（平成12年3月規則第25号）及び横浜市行政文書取扱規程（平成17年3月達第1号）の規定の例による。

附 則

この要領は、平成28年6月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年3月23日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年3月12日から施行する。

第3条第1項（第1号様式）

年 月 日

意見陳述申立書

横浜市行政不服審査会会長

氏 名

住 所

電話番号

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第3項において準用する同法第75条第1項の規定に基づき、次のとおり意見陳述を申し立てます。

1 諮問に係る審査請求

(1) 審査請求の年月日

(2) 審査請求に係る処分又は不作為

2 意見陳述を希望する日時

3 意見陳述に際しての配慮事項

(注意) 補佐人の帯同を希望する場合は、補佐人帯同許可申請書（第4号様式）を併せて提出してください。

(A4)

第3条第2項（第2号様式）

年 月 日

意見陳述実施通知書

様

横浜市行政不服審査会会長 印

年 月 日に、様から申立てのあった意見陳述について、次のとおり実施することを決定したので通知します。

なお、様が、この口頭による意見陳述に出席しない場合は、当審査会での調査審議を終結させることがありますので御承知おきください。

1 日時及び場所

(1) 日時

(2) 場所

2 意見陳述者

第3条第2項（第3号様式）

年 月 日

意見陳述不実施通知書

様

横浜市行政不服審査会会長 印

年 月 日に、様から申立てのあった意見陳述については、次の理由により実施しないことを決定したので通知します。

理由

第3条第3項（第4号様式）

年 月 日

補佐人帯同許可申請書

横浜市行政不服審査会会長

氏 名

住 所

電話番号

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第75条第2項の規定に基づき、次のとおり補佐人帯同許可を申請します。

1 諮問に係る審査請求

(1) 審査請求の年月日

(2) 審査請求に係る処分又は不作為

2 補佐人の氏名

3 補佐人帯同を必要とする理由

第3条第4項（第5号様式）

年 月 日

補佐人帯同許可通知書

様

横浜市行政不服審査会会長 印

年 月 日に、様から申請のあった補佐人帯同許可申請について、次のとおり許可することを決定したので通知します。

補佐人の氏名

第3条第4項（第6号様式）

年 月 日

補佐人帯同不許可通知書

様

横浜市行政不服審査会会長 印

年 月 日に、様から申請のあった補佐人帯同許可申請については、次の理由により許可しないことを決定したので通知します。

理由

第5条第1項（第7号様式）

年 月 日

主張書面等閲覧・交付請求書

横浜市市行政不服審査会会長

氏 名

住 所

電話番号

1の諮問に係る審査請求に関して貴審査会に提出された2の主張書面等について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第3項において準用する同法第78条第1項の規定により、閲覧・交付を求めます。

1 諮問に係る審査請求

(1) 審査請求の年月日

(2) 審査請求に係る処分又は不作為

2 閲覧・交付を求める主張書面等

3 閲覧・交付の別

閲覧 交付（ 郵送を希望）

4 交付の方法（交付を求める場合のみ□の中に✓印を付けてください。）

用紙の（ 片面・ 両面）に（ 白黒・ カラー）で複写又は出力したものの交付

5 その他

- (注意) 1 該当する□の中に✓印を付けてください。
2 交付を求める場合に手数料の減免を求めるときは、「5 その他」の欄にその旨及びその理由を記載し、その理由を確認できる書類を添付してください。

(A4)

第5条第2項（第8号様式）

年 月 日

主張書面等の閲覧等決定通知書

様

横浜市行政不服審査会会長 印

年 月 日に、様から請求のあった主張書面等閲覧・交付請求について、次のとおり実施することを決定したので通知します。

1 対象主張書面等

2 閲覧又は交付（郵送を除く。）の日時及び場所

(1) 日時

(2) 場所

3 交付の方法等

用紙の（ 片面・ 両面）に（ 白黒・ カラー）で複写又は出力したものの交付

用紙の種別：

枚 数：

郵送

手数料の減免額（ 円）

（注意）別に交付する納付書により、あらかじめ交付に係る手数料を納付してください。

（A4）

第5条第2項（第9号様式）

年 月 日

主張書面等の閲覧等不決定通知書

様

横浜市行政不服審査会会長 印

年 月 日に、 様から請求のあった主張書面等閲覧・交付請求については、次の理由により実施しないことを決定したので通知します。

理由